被告は、原告に対し、金170万円及びこれに対する平成7年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 原告のその余の請求を棄却する。

- 訴訟費用は,これを6分し,その5を原告の負担とし,その余を被告
- の負担とする。 この判決は、原告勝訴部分に限り、仮に執行することができる。 ただし、被告が金130万円の担保を供するときは、その仮執行を免 れることができる。

事実及び理由

当事者の求めた裁判 第 1

請求の趣旨

- 被告は、原告に対し、994万7348円及びこれに対する平成7年1 0月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 (1)
- 訴訟費用は被告の負担とする。

(3)

- (1)
- 予備的に仮執行免脱宣言

事案の概要

事業の概要本件は、被告経営の病院で受けた大腸内視鏡検査において、主治医が同検査の危険性を説明することを怠り、また、同検査を担当した医師が不注意によりS状結腸付近に穿孔を生じさせたために、開腹手術を余儀なくされ、その結果手術跡に腹壁瘢痕ヘルニアが発生し、治療費等の損害が生じたとして、原告が被告に対し、債務不履行又は不法行為(民法715条)に基づく損害の賠償(付帯請求は、債務不履行ないし不法行為の日である平成7年10月17日から支払済みまでの民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払請求である、)を求めた事家である。 原告が, る。) を x ω / . . 争いのない事実 を求めた事案である。

- (1) 被告は、A病院(以下「被告病院」という。)を経営する法人である。 (2) 原告(大正15年3月22日生)は、平成7年9月30日から、肺炎のため、被告病院で入院治療を受けていた。 (3) 原告は、被告病院で、胃及び大腸の内視鏡による検査をすることになっ
- の 原言は、被言病院で、育及び人勝の内代観による検査をすることになったが、18歳の時に虫垂炎とそれによる腹膜炎の既往があり、腸が癒着している懸念があったため、大腸の内視鏡検査は困難ではないかと主治医である B医師に尋ねた。B医師は、原告に対し、検査を担当するC医師に相談した上で、その心配はないと説明しため、原告は、被告との間で、大腸内視鏡 検査を実施する診療契約を締結した
- 日年10月17日、C医師が、原告に対し、大腸内視鏡検査を施行した (以下「本件検査」という。)。 本件検査中、原告の大腸に穿孔が生じたため(以下「本件穿孔」といっ。
- ,原告は,下腹部開腹手術を受け,同年11月11日に被告病院を退 院した
- (5) 原告は、平成11年2月12日、被告病院を受診し、上記下腹部手術創 に腹壁瘢痕ヘルニアがあると診断された。

主たる争点

(1) 本件検査における手技上の過失の有無

原告の主張

原告の主張 大腸内視鏡検査においては、腸管癒着の有無にかかわらず、被検者の苦痛や状態に注意を払い、内視鏡の挿入を続けると危険があると感じた場合には、一旦内視鏡を抜去して、エックス線透視下で用手圧迫を行いながら、内視鏡ができるだけ大きなループを作らないようにして挿入を試みたり、内視鏡を軟らかい機種に替えて試みるなどし、これらの方法でも被検者が苦痛を訴えて挿入が困難と判断した場合には、内視鏡検査を中止し、注腸検査に切り替えるなどの必要がある。また、被検者の苦痛に注意を払うためには、被検者に痛みを我慢しないように申し出るよう説明するとか、絶めには、被検者に痛みを我慢しないように申し出るよう説明するとか、絶えがある。 がある。

被告の主張

腸管癒着の可能性があっても、そのこと自体が理由で大腸内視鏡検査が絶対的禁忌に該当するというのではなく、大腸内視鏡検査を行う際には、 医師は、粗暴な操作をしないこと、不自然なループ形成をしないこと、イトの視鏡検査を行うでして、不自然なループ形成をしないこと、イトリスが困難な場合には無理な操作をしなを実施する注意表の方式を含めて、はこと等、大腸内視鏡検査すずない。また、内視鏡検査において、安孔を含めた偶発事故は一定の先進医学をもってしても内視鏡検査による偶発事故は完全に避けられない実情にあるででしても内視鏡検査による偶発事故は完全に避けられない実情にあるでは、本件検査において、C医師は、粗暴な操作や不自然なループ形成を行ておらず、また、内視鏡の挿入が困難であったわけでもないから、無理な操作をしたこともない。よって、C医師が、上記注意義務に違反した事実はなく、本件穿孔は、不可抗力によって発生した内視鏡検査特有の偶発症である。説明義務違反の有無

説明義務違反の有無

原告の主張

「原告の主張 意義を有する承諾があったというためには、その前提として医師がその 患者(場合によその家族)に対して、疾患の病状、治療方法の内容、 その必要性、予後及び想定されるに対して、疾患がる危険性等の事る その必要性、予後及び想定される相談のよれる程度、方法を自ら いて、当時の医療水準に照らして相当と認められる程度、方法を自ら を施すことによって、患者がその手術等を応諾するかどうかを を施で、比較検討のために必要な資料の提供が必要である。 そして、大腸内視鏡検査においては、合併症として内視鏡挿入中に腸管 穿孔が生じる危険性があり、特に下腹部の手術を受けた既往症のあるが生じ 穿孔が生じる危険性があり、特に下腹部の手術を受けた既に膿管癒着が生じ おいては、腸管癒着が生じている可能性があるため、腸管癒着が生じていない場合に比べてよりまでは、 でいない場合に比べてよりますは、 でいても説明しなければならない。

い。ところが、B医師は、原告が虫垂炎と腹膜炎の既往があることを申し出たにもかかわらず、「その心配はない。」と抽象的に説明したのみで、大腸内視鏡検査を行った場合に穿孔が起こるとか、手技によっては出血が起こるとか、その他合併症があること、場合によっては開腹手術をしなければならないこと等の説明をしなかった。 そのため、原告は、B医師が十分に説明義務を尽くしていれば回避したであろう本件検査を受けることにした。よって、被告は、履行補助者であるB医師の不作為につき債務不履行責任ないしB医師の使用者として民法715条の使用者責任を負う。

被告の主張

被告病院医師は、原告に対し、癒着があることだけで内視鏡検査の適応がないことにはならないし、これまで、多数の術後癒着がある患者の内視鏡検査を施行してきたが、多くの場合、患者の疼痛の訴え、更には内視鏡挿入時の抵抗感で癒着の有無は判断でき、慎重に無理をせず施行することで、これまでトラブルの発生は一度もなく、過去に心配することはなかったことを説明した。

たことを説明した。原告は、大陽内視鏡検査を勧められた時点では、既に自己の既往症から、大陽内視鏡検査の困難性を認識していたものである。したがって、上記程度の説明をすれば、癒着による危険性の説明としては、格別その趣旨にしているとはいえない。また、注陽検査は、選択肢として考慮されたとしても、注腸検査のための前処置、原告の腹部愁訴及び同人の腹部についても、注腸検査のための前処置、原告の腹部愁訴及び同人の腹部についても、注腸検査も選択肢としてあるとは、でも、説明義務に違反しているとは評価できない。これらいた告に告げなくても、説明義務に違反しているとは評価できない。これらいちに告げなくても、説明義務に違反していると、その上で検査を実行に踏みるに告げなくでも、説明表別に表記されているということであり、説明の段階ではなく、説得の段階の問題である。原告の損害

原告の損害 原告の主張

合計994万7348円

原告は、本件穿孔により、開腹術の緊急手術及びその後の入院治療を余儀なくされた。また、手術後1年ほどして、手術創に腹壁瘢痕ヘルニアが発生し(自動車損害賠償保障法施行令11級11号胸腹部臓器に障害を残すものに該当する。)、1日何回も腹痛が発生し、日本の上ればである。

よって, これらの損害についての損害額は、以下のとおりである。

治療費 入院雜費 イ

慰謝料

ゥ

第3

21万7821円

--日当たり1300円

平成7年10月17日から同年11月11日までの26日間 合計400万円

傷害分 (ア) 100万円

後遺障害分 300万円

逸失利益

479万5727円

事故当時年齡 68歳 就労可能年数(平均余命年数の2分の1) 8年 新ホフマン係数 589

6. 平成7年賃金センサス産業計・企業規模計・全労働者・65歳以上

1か月30万3266円 20パーセント 労働能力喪失率

弁護士費用 当裁判所の判断 90万円

- 前記第2,1の争いのない事実,証拠(甲1ないし5,13ないし16,乙1ないし10 [枝番を含む。],証人C医師,同B医師,原告本人,鑑定の結果)及び弁論の全趣旨よると,以下の事実が認められる。
 (1) 原告は、平成7年9月26日ころから,食欲不振、悪寒,発熱の症状が発生し,軽快しなかったため,同月29日に、D内科医院にて診察を受けたところ,胸部エックス線にて右肺上葉に肺炎陰影等が認められたことから,肺炎と診断され,同医院の医師に入院を勧められたが,入院を希望せずに、一旦は自宅に戻った。しかし、その後、悪寒等が激しくなったため,原告は、同医院から、被告病院を紹介してもらい,同月30日に被告病院に入院と
- に入院した。 被告病院では、B医師が原告の主治医となって、抗生剤を投与するなど、原告の肺炎の治療を行った。肺炎の治療は順調であったが、一方性原告には、平常時と異なる腹部の膨満感及び蠕動音があり、便潜血が陽性を示したため、胃内視鏡検査及び大腸内視鏡検査を行うこととなった。そこで、B医師は、看護師を通じて、原告に対し、胃内視鏡検査前調査用紙を渡し、記入してもらった。同用紙には、胃内視鏡の経験、麻酔の経験、副作用の経験、ぜんそく・アレルギー等の経験などの問診のほか、検験、副作用の経験があること、検査に対しては気にしないとの回答を用た。

そして、B医師は、その胃内視鏡検査前調査用紙をもとに、原告に対し 胃及び大腸の内視鏡検査の説明をしたところ、原告は、胃内視鏡検査については何度か経験があるが、大腸内視鏡検査については、18歳のころに 虫垂炎と腹膜炎を併発しており、腸が癒着している懸念があったため、同 検査は困難ではないか、とB医師に尋ねた

そこで、B医師は、C医師にその旨相談し、C医師が、癒着の存在を念頭において、注意して検査すれば大腸内視鏡検査は可能であるし、実施できると返答したことから、B医師は、その旨、原告に対して説明したところ、原告は大腸内視鏡検査に同意し、その後、不安等を感じている様子は なかった。

なお、 C 医師は、本件検査当時、 3000 例以上の大腸内視鏡検査の経 験があった。

- 胃潰瘍瘢痕、十二指腺 リープ等は切除した。

- 原告は、平成11年2月4日付けで、 酸古に対し、 説明を米のる目の内容証明郵便を送付した。また、原告は、平成11年2月12日に、再び被告病院内科で受診し、腹部CT検査の結果、下腹部手術創瘢痕部の皮膚が菲薄化していることが認められ、この部位が、腹壁瘢痕へルニアの部位であると診断された。原告は、同月19日に再度受診したが、その後は被告病院を受診していない。原告は、同年5月4日、被告に対し、本件の賠償を求める旨の内容証明郵便告は、同年10日14日、 被告に到達した。

便を送付し、同月12日、被告に到達した。原告は、同年10月14日、本件訴えを提起した。
10) 一般に、大腸は、肛門から直腸、S状結腸、下行結腸、横行結腸、上行結腸、回盲部と続く。そして、S状結腸は、個人によって走行が異なり、三次元的にα状、逆α (γ) 状、N状などをラクス線で検査する注腸検査法と大腸に内視鏡を重入し検査する内視鏡検査法がある。注腸検査法は、診断精度が内視鏡検査に比べて低い反面、術者の手技にかかわらず回盲部と表し、患者の苦痛が比較的少ない。また、内視鏡検査は、術者の手技の巧拙により患者の苦痛の程度、検査の成功の有無、要する時間が異なる反面、診断精度が高い。なお、穿孔、出風鏡検査には0.23ないし0.04パーセント、内視鏡検査には0.23ないし0.49パーセントの割合で発生するとされている。

争点(1)(手技上の過失の有無)について

前記1(6)(7)のとおり、本件検査において内視鏡により腸壁が見えることなく、腹腔内臓器が見えたこと、S状結腸と回腸部が癒着していたことまた、内視鏡の操作により、上記癒着がは終わると同時に内視鏡が腹腔 内臓器をとらえる状況も十分ありうること(鑑定の結果)からすれば、本件穿孔は、本件検査において内視鏡の操作により、原告の大腸に存在した癒着がはがれて生じたものと認められる。 そして、証拠(鑑定の結果)によれば、大腸に癒着がある場合には、癒着がない場合とは、

癒着がはがれて生じたものと認められる。 そして、証拠(鑑定の結果)によれば、大腸に癒着がある場合には、癒着がない場合よりも、合併症の発生の割合が高いことが認められ、癒着の可能性が存在する患者に対して大腸内視鏡検査を行う場合には、癒着をはがすことによる大腸の損傷を避けるべく、慎重に内視鏡の操作を行うべき注意義務があるといえる。よって、前記1(3)のとおり、C医師は、原告の大腸に癒着が存在する可能性を認識していたといえるから、本件検査を行うに当たっては、癒着がれることによる大腸の損傷を避けるべく、慎重に内視鏡の操作を行い、あ着による抵抗がある場合にはそれ以上内視鏡の挿入を続けることがないようにすべき注意義務を負うものである。
2)ア そこで、まず、内視鏡の操作において、癒着による抵抗の変化が客観的にも認識されない場合について検討するに、このような場合、C医師の手技に過失があったと認めることはできない。

はできない。 次に、内視 次に、内視鏡の操作において、癒着による抵抗の変化が客観的に認識できる場合において、それにもかかわらず、C医師が、その抵抗の変化を認識せず、内視鏡の操作を続行した場合には、その操作に過失があると評価 誠です。内怳蜆の保下で称りした場合には、ていまけた思えがあるこのできる。そして、証拠(鑑定の結果)によれば、大腸に癒着が存在し、内視鏡操作に抵抗の変化がある場合には、被検者は痛みとして、少なくとも苦痛の表情を表すものであると認められるから、本件検査において、C医師が原告に苦痛の表情があるともかかわらず、内視鏡の操作を続行したといえる場合には、過失があると評価できる。この点、原告は、自分は痛みがあっても我慢する性格であると供述しての者、では、自分は痛みが苦痛を我慢する性格のため、肺失が苦疾を表情に言っていない可能性がある旨の記載があることから、原告が

おり、有護記録上(こ4)も、原合が苦痛を我慢りる性格のため、肺炎の苦痛を素直に言っていない可能性がある旨の記載があることから、原告が痛みに敏感で、痛みがある場合にはすぐその旨告げる性格であると思ったと証言するC医師が、原告の苦痛の表情を軽視して、内視鏡の操作を続行した可能性も否定はできない。 したりし、本件検査においては、前記(5)のとおり、C医師による一人法した。本件検査においては、前記(5)のとおり、C医師による一人法

つ さらに、内視鏡の操作において、癒着による抵抗の変化を認識できない 程の強い力で内視鏡を操作し、癒着の抵抗により患者の表情が苦痛を表す より以前に又は同時に癒着をはがした場合について検討する。このと 場合、上記のような操作を行った場合には、その操作に過失があると評 することができる。 しかし、C医師が原告の癒着を軽視して、慎重さを欠いた操作を行った と認めるに足る証拠はなく、前記1(3)のとおり、C医師は、本件検査当 時、大腸内視鏡検査を3000例以上経験したことがあり、原告の大場には癒着が存在するでは性があ識していたことがあり、原告の対視鏡を下でいたことを認識していたことから、全く慎重さを欠いた内視鏡操作を行ったとは認めがたい。 よので、C医師が、癒着による抵抗の変化を認識できないほどの強い力で内視鏡を操作したと認めることはできない。 以上のとおり、C医師に手技上の過失があったとは認められない。

で内視鏡を操作したと認めることはできない。 3) 以上のとおり、C医師に手技上の過失があったとは認められない。 争点(2) (説明義務違反の有無) について) 前記 1(10)のとおり、大腸内視鏡検査においては、穿孔・出血等の合併 症の発生が一定の割合で生じており、その中には明らかに過失と評価でき るものも含まれているとはいえ、注意義務を尽くしたとしてもその発生を

完全に避けられないものが依然存在するといえるから、医師が同検査を行うに当たっては、最善の注意を尽くしても穿孔・出血等の発生がありうることの説明を行うべき診療契約上の義務があるといえる。この点、B医師は、原告は胃の内視鏡検査の経験があるため、大腸内視鏡検査の方を詳しく説明し、穿孔等の合併症についても説明した記憶があり、原告の原着があるかもしれないがら大腸内に対してある。 という質問は、合併症を起こす危険があることに対しての不安であると理解したと証言する。

明表務に違反する情務不履行情報となるに、おりないのであるとと、
一次のでは、
のでは、
ののに、
ののに、

医師の説明義務を履行する前提として、患者から疑問を提示すべきであるとすることは相当でない。 よって、被告の上記主張は採用できない。 争点(3)(損害)について (1) 前記3のとおり、被告は、原告に対する説明義務を怠り、それによって、原告は、大腸内視鏡検査の危険性について十分把握した上で、自らの責任において、同検査を受けるか否かを決定する機会を奪われたといえ、被告は、これによって被った原告の精神的損害を賠償する義務がある。 (2) 次に、原告は、本件検査による穿孔により開腹手術を受け、腹壁瘢痕へルニアの後遺症を負ったものであるところ、上記説明義務違反とこれらの損害との間に因果関係があるか検討する。

、。 しかし、本件検査に不可避な合併症は、大腸に穿孔を生じさせ、開腹手 術を余儀なくされる重大な結果をもたらすものであること、本件検査の実 施が緊急を要するものでなかったことなどに照らせば、原告は、前記のよ うな説明を受けなかったことから、自己決定の機会が奪われたことは否定

することはできない。そして、このことにより原告は精神的損害を被ったといえ、これを慰謝するための慰謝料は、150万円と認めるのが相当である。また、本件の内容、認容額などを総合考慮すれば、弁護士費用を20万円と認めるのが相当である。

結論

結論 以上のとおり、原告の請求は、被告に対し、診療契約上の説明義務違反に基づき170万円及びこれに対する不法行為の日である平成7年10月17日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法64条、61条を、仮執行宣言につき同法259条1項、仮執行免脱宣言につき同条3項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。 岡山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官	小野木	等
裁判官	政岡	克俊
裁判官	永野	公規